### 完全対策

# 外国人社員にまつわる 「税金」について



### はじめに

国籍の違いに関係なく、日本で就労し所得を得ている人は、必ず「所得税」と「住民税」を支払 わなければなりません。外国人だから払わなくてもいいというのは理由にはならず、勘違いして いると後で大きな問題となりますので、認識した上でどのように対策を講じればいいかについて 解説していきます。



## 所得税について

日本で雇用を受け、仕事を通じて所得が発生した外国人に対して、企業は日本人同様に所得税の 源泉徴収を行わなければなりません。所属税法によって個人の納税者は、日本における「住所の 有無」「居住期間の長短(居住形態)によって源泉徴収の対象となる収入範囲、課税範囲、課税 方法、課税所得の計算方法が決まります。そのため、居住形態がとても重要になります。その上 で、納税義務が発生するかどうかを確認していきましょう。



# 所得税について

#### ◎「居住形態」による納税者の区分

個人の区分	定義		詳細	該当例
居住者	次のいずれかに該当する個人 ・日本国内に住所を有する者 ・日本国内に現在まで引き続き1年以上居所を有する者 なお居住者は、非永住者以外の居住者と非永住者に分かれる	非永住者以外 の居住者	非永住者でない居住者	「技術・人文知識・国際業務」の在留資格で5年以上 の就労をしている外国人社 員
		非永住者	居住者のうち次のいずれにも該当する者 ・日本国籍を有していないもの ・過去10年以内において、日本国内に住 所または居所を有していた期間の合計が5 年以下である者(※但し日本人の配偶者 等は5年以下でも例外)	技能実習1号(1年間)を終 了し、2号(2年目及び3年 目の技能実習)へ移行した 技能実習生
非居住者	居住者以外の個人(国内に 住所及び居所を有せず、か つ、居所を有する期間が、 現在まで引き続いて1年未 満である者)		外国企業に所属して派遣、もしくは日本 企業と雇用契約を結んで来日し、勤務期 間が1年未満と定められている場合など	

# 所得税について

#### ◎「居住形態」による所得税課税範囲の違い

居住形態		所得税の課税範囲	扱い	
居住者	非永住者以外の居住者	国内および国外において生じたすべ ての所得	日本人と同様 ※非居住者を扶養家族にする場合は別途手続き が必要	
	非永住者	日本国内で生じた所得(「国内源泉 所得」)及び海外で生じた所得で日 本国内において支払われた、または 海外から送金されたもの	日本人と同様 ※非居住者を扶養家族にする場合は別途手続き が必要	
非居住者		日本国内で生じた所得(「国内源泉所得」のみ	国内源泉所得が「恒久的施設」※に帰属する場合は通常通り。しない場合は所得の種類によっては20.42%の税率で源泉徴収のみ行われる	

#### ※恒久的施設とは?

支店や工場など、事業を行う一定の場所や代理人のことを恒久的施設と称します。非居住者に該当した場合、以下の点についての確認が必要です。

- ・収入がどの種類の「国内源泉所得」に該当するか
- ・国内に「恒久的施設」を有するかどうか
- ・「国内源泉所得」が「恒久的施設」に帰せられる所得かどうか

# 所得税に関する控除

外国人においても、日本人同様に控除を受けることができます。また、外国人においては、特別なルールが存在しますので、しっかりと確認した上で対処しましょう。

#### ◎扶養控除

非居住者である親族に関して、扶養控除が受けられます。適用を受ける際にはその国外居住親族にかかわる「親族関係書類」や「送金関係書類」を提出しなければなりません。

#### ◎租税条約

いわゆる二国間での二重課税を防ぐ国際条約で、2020年9月の時点で世界139の国と地域で条約が締結されています。

非居住者の場合、20.42%の税率で源泉徴収されることがありますが、その外国人の本国と租税条約が締結されていえば、所得税の減免措置を受けることがあります。

ただし、所得税の軽減を受けるには必要項目に記入した所定の届出書を「会社から」税務署に提出する必要があります。

# 住民税について

1月1日の時点で日本に住所があり、一定額以上の給与をもらっているのであれば、日本人・外国人に関わらず、居住する区市町村へ住民税を支払わなければなりません。仮に1月2日に日本を出国した場合も、住民税は前年中の所得金額を基準に必ず課税されます。

#### ◎住民税の支払い方法

#### (1)給与から天引き(特別徴収)

会社があらかじめ給与から住民税を差し引き、区市町村の役所・役場へ支払う方法です。会社で働いている人はこの方法が原則として行われ、課税対象者が自ら支払うことはありません。

#### (2)課税対象者本人が支払う(普通徴収)

これは個人事業主などが主な対象者となりますが、届いた納付書をもとに金融機関などを通じて自ら支払う方法です。

#### <住民税未納のリスク>

支払うべき住民税が納められていない場合、在留期間の更新申請などが許可されない場合がございます。くれぐれも納入期日にはご注意ください。

# 離職や出国時に関する住民税支払い対策

何かしらの理由で会社を辞めてしまった場合、または日本から出国することになった場合、それ ぞれに対して対処方法があります。いざという時に慌てないよう、あらかじめ認識しておく必要 があります。

#### ◎会社を辞める場合

特別徴収を受けている外国人が離職する際、未納の住民税を本人が自ら支払わなければなりません。ただし、会社側が未納分の住民税を給与や退職金から、全額を区市町村へ収めることも可能です(一括徴収)。

#### ◎日本から出国される場合

出国するまでの期間に住民税を支払わなければなりませんが、諸事情でできない場合は日本に居住する人が課税対象者に代わり、税金の手続きを行う「納税管理人」を決めて住んでいる区市町村へ届出を行う必要があります。

# 最後に

一部で日本人と異なる点もありますが、基本的に日本で生活し、日本で所得を得ている以上は外国人にも納税の 義務が発生します。お金にまつわることはトラブルに発展することも多く、特に税金に関しては法律も絡んでい るので抜けがないようにしたいものです。

CAMTECHでは、もっと詳細が知りたい、情報収集がしたいという方向けに、 外国人雇用の様々な情報を提供しています。ぜひご活用ください。

#### □資料ダウンロード

外国人雇用の知識をテーマ別にまとめたホワイトペーパーや調査レポートを提供しています。

#### □海外人材マネジメントサービスGMS 資料ダウンロード

https://gms.ca-m.co.jp/archives/download

#### □セミナー

外国人雇用の具体的な生の情報をお伝えしています。

#### □海外人材マネジメントサービスGMS セミナーのご案内

https://gms.ca-m.co.jp/archives/seminar

#### □海外人材O&A

よくある質問に一問一答形式でお答えしています。社労士・行政書士に無料相談も可能です。

#### □海外人材マネジメントサービスGMS 海外人材Q&A

https://gms.ca-m.co.jp/qa

細やかな気遣い・サポートを提供し、 日本での生活をもっと快適に。



https://gms.ca-m.co.jp/

Webサイトでは「社労士・行政書士無料相談」や 「海外人材Q&A」をご用意し、みなさまの疑問や 不安などにお応えいたします。

0120-530-451 (受付/平日10:00~18:00) また、フリーダイヤルでも様々なご相談に対応いたします。 担当者が丁寧にご説明いたしますので、まずは一度ご連絡ください。

# お問い合わせ

フリーダイヤル

0120-530-451

営業時間:10:00-18:00(月-金)

